参考資料１

陸上貨物運送事業において

平成30年

労災事故が多発しています！

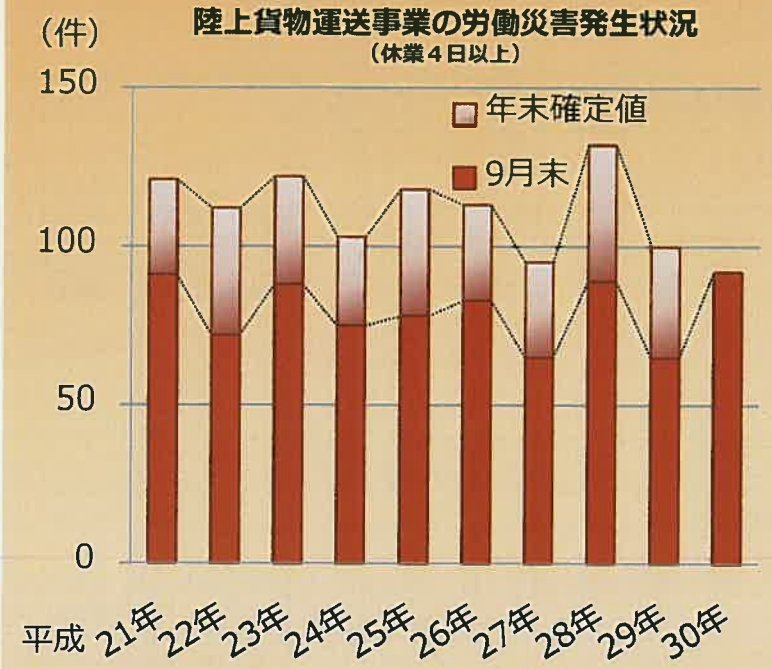

ここ１０年間における**陸上貨物運送事業の労働災害発生件数**は増減を繰り返し、減少の傾向は認められないのが現状です。平成３０年においては、９月末の段階で９２件の労働災害が発生しており、これは過去１０年間の同時期の状況で比較すると**最悪ペースの災害発生状況**となっています。

また、労災事故に遭う陸上貨物運送事業の労働者の８割強はドライバーの方ですが、自動車運転の職業における有効求人倍率は２．９８（平成３０年７月）となっており、深刻なドライバー不足が問題となっていることからも、更なる労働災害防止対策が求められています。

陸上貨物運送事業における労災事故内訳
（平成30年9月末現在）

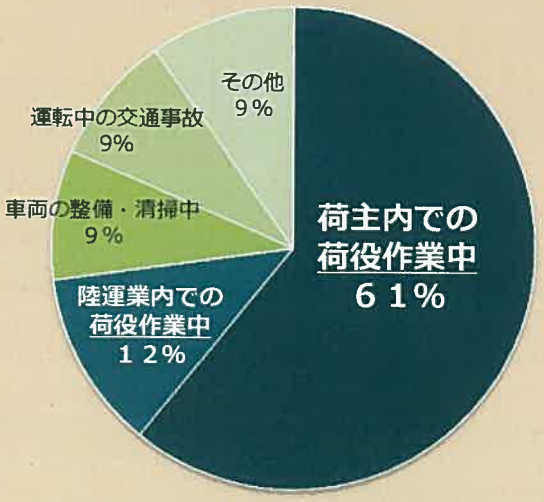

荷役作業中の労災事故内訳
（平成30年9月末現在）

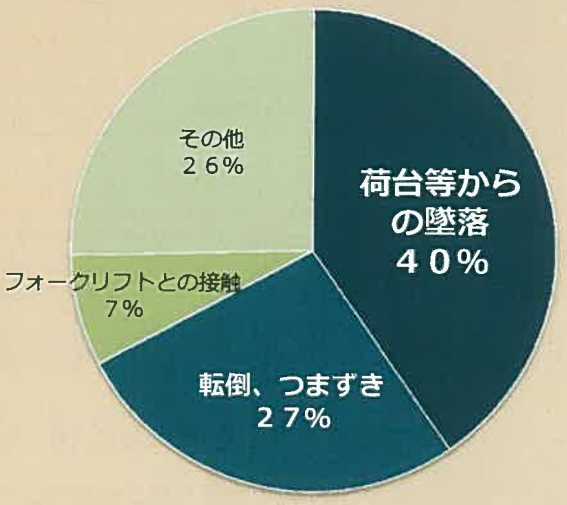

陸上貨物運送事業の労働災害の７割強は**荷役作業中**に発生しており、その内訳としては**「荷台等からの墜落」**や**「転倒、つまずき」**が多く発生しています。

裏面を確認して、労働災害による事故を未然に防止しましょう！

山口労働局・労働基準監督署

(H30.10)

陸上貨物運送事業における荷役作業のガイドラインに基づく

荷役作業現場のチェックリスト

荷主等の場所で行われる荷役作業については、荷役作業を行う労働者を直接巡視する等によって指導することは難しいため、ドライバー１人１人に**「安全を最優先に荷役作業に取組む」**意識が醸成されるよう、チェックリスト事項の徹底などについて、**安全衛生教育を実施**しましょう！

作業	チェック項目	対応状況	解説
荷役作業の契約に当たって	**荷の積卸し作業（荷役作業）を行う前に**		・**荷主と運送事業者との間で、あらかじめ役割分担を明確にしておく**こと。 ・荷主から運送業者（ドライバー）に対し、書面で荷役作業に関する情報が伝達されていること。
	①荷主、運送業者のどちらが行うか明確にしているか		
	②運送業者のドライバーに作業内容や作業方法が伝達されているか		
墜落防止対策	**トラックの荷台からの墜落防止のために**		・トラック荷台からの墜落災害が多く発生していることから、荷主においてできるだけこれらの項目にあげたような対策を講じることが望まれる。
	①荷台との段差のないプラットフォームがあるか		
	②荷台の外側に設ける仮設の作業床を用意しているか		
	③安全帯の取付設備はあるか		
	④荷台への昇降設備を用意してあるか		
荷台での作業方法について	**荷台上での作業では**		・ドライバーの不安全な作業については、陸運事業者における教育の徹底はもとより、**現場の荷役作業担当者や荷主の安全担当者による指導**を徹底すること。
	①不安定な荷の上を移動していないか		
	②ラッピング、ラベル貼りなどの作業を荷や荷台上で行っていないか		
	③安全帯を使用しているか		
	④荷台端付近で、背を荷台外側に向けて作業していないか		
	⑤荷台のあおりに乗って作業を行っていないか		
荷台への昇降方法について	**荷台への昇降時に**		・最大積載量が５ｔ以上の貨物自動車の荷台への昇降は、必ず昇降設備を用いる必要があること。このため、車に昇降設備を積載しておくこと。
	①用意した昇降設備（手すり付きが良い）を使用しているか		
	②三点確保（手足の４点のどれかを動かす時に残り３点で確保しておくこと）を実行しているか		
転倒防止対策	**現場での荷の積卸し作業では**		・準備運動は、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばす動作を盛り込むこと。
	①荷卸し場における資材等の整理整頓、床の凹凸の解消や防滑対策を実施しているか		
	②台車等を用いることで、極力両手で荷を持たないように努めているか		
	③長時間の自動車運転の後などは、荷役作業の前に準備運動を行っているか		
作業者の服装について	**荷の積卸し作業を行う者は**		・保護帽は**墜落・転落防止用**のもの ・作業場所に合わせて、対滑性（すべり防止）、屈曲性（しなやかで運動性が高い）のある安全靴
	①保護帽・安全靴・手袋を着用しているか		

平成30年の業種別災害発生状況（休業4日以上）

平成30年11月末現在　**山口労働局**

業種	死亡（前年同期値）	休業災害	合計	構成比※	対前年増減数	増減率	うち交通労働災害件数 死亡	休業災害	合計	構成比※	占有率	うち転倒災害件数 死亡	休業災害	合計	構成比※	占有率
全産業	11 (7)	1,063	**1,074**	100.0%	+8	+0.8%	1	91	92	100.0%	8.6%		253	253	100.0%	23.6%
製造業	2 (1)	233	**235**	21.9%	−20	−7.8%		2	2	2.2%	0.9%		44	44	17.4%	18.7%
鉱業		1	**1**	0.1%	±0	±0.0%										
建設業	5 (5)	152	**157**	14.6%	−20	−11.3%		3	3	3.3%	1.9%		14	14	5.5%	8.9%
運輸交通業	2	125	**127**	11.8%	+35	+38.0%		13	13	14.1%	10.2%		19	19	7.5%	15.0%
貨物取扱業		6	**6**	0.6%	−3	−33.3%							2	2	0.8%	33.3%
農林業		32	**32**	3.0%	+2	+6.7%							3	3	1.2%	9.4%
畜産・水産業		11	**11**	1.0%	+4	+57.1%										
第三次産業	2 (1)	503	**505**	47.0%	+10	+2.0%	1	73	74	80.4%	14.7%		171	171	67.6%	33.9%
小売業	(1)	150	**150**	14.0%	+13	+9.5%		33	33	35.9%	22.0%		52	52	20.6%	34.7%
社会福祉施設		74	**74**	6.9%	+3	+4.2%		8	8	8.7%	10.8%		25	25	9.9%	33.8%
飲食店		32	**32**	3.0%	−4	−11.1%							14	14	5.5%	43.8%
その他の第三次産業	2	247	**249**	23.2%	−2	−0.8%	1	32	33	35.9%	13.3%		80	80	31.6%	32.1%

※端数処理上、合計値が100%にならないことがある。

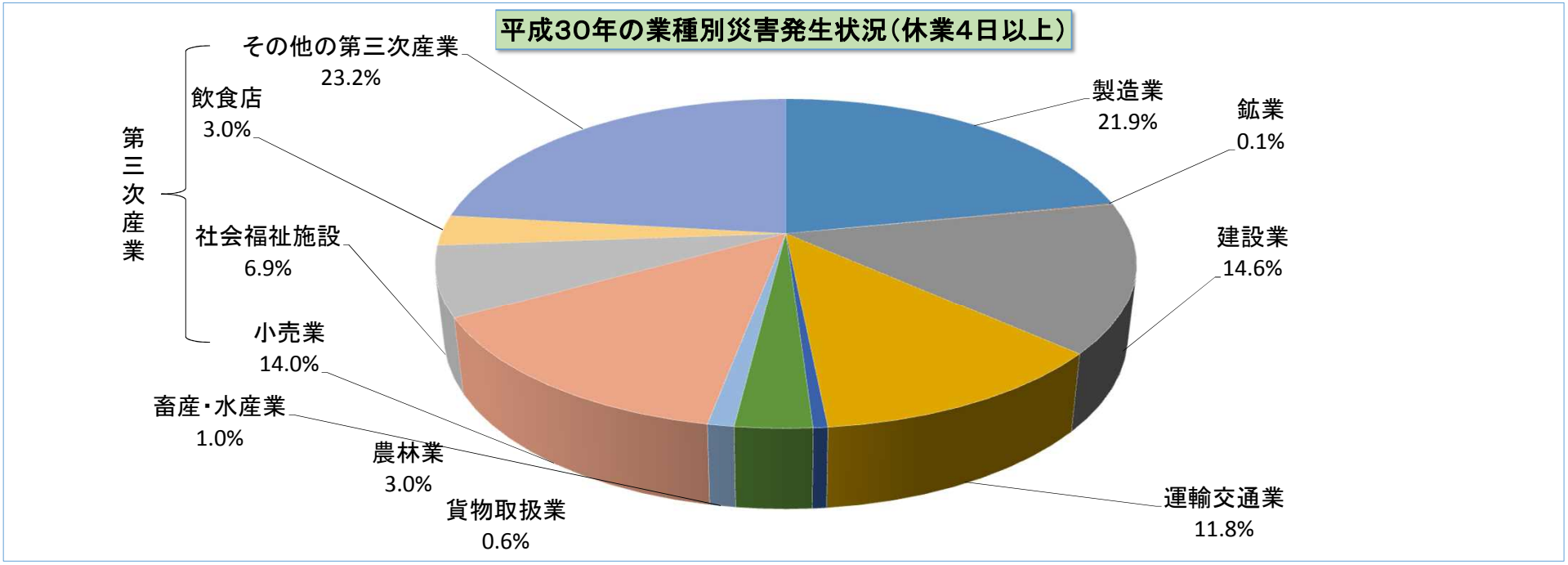

参考資料２

運輸関係雇用情報セミナー　in 山口

開催!!

～ 運 輸 関 係 事 業 の 人 材 確 保 に 向 け て ～

運輸サービスを安定的かつ持続的に供給していくため、運輸関係業界における将来の担い手を確保していくことは、まさに喫緊の課題です。課題解決に向けた取組みの一助となるよう、最新の雇用情勢やお役立ち情報を盛り込んだセミナーを開催します。

平成３１年１月２３日（水）１３：３０～１６：１０

山口県健康づくりセンター第１研修室（別紙案内図）

定員１５０名（事前申込み制）　※定員になり次第締め切ります。

参加費無料

■受付開始　　１３：００

13:30　開会挨拶

13:35　県内の雇用情勢について
　山口労働局職業安定部職業安定課

13:50　平成 31 年度雇用関係助成制度について
　山口労働局職業安定部職業対策課

14:10　運輸関係事業における担い手確保の取り組みについて
　中国運輸局交通政策部交通企画課
　中国運輸局山口運輸支局検査整備保安担当

～休憩～　　14:50～15:10

15:10　ハローワーク山口における求人・求職状況について（運輸関係）
　ハローワーク山口

15:40　働き方改革のとりくみについて（事例紹介）
　働き方改革サポートオフィス山口（ランゲート株式会社）

～閉会～

〔主催〕中国運輸局山口運輸支局
〔共催〕山口労働局、（公社）山口県バス協会、（一社）山口県タクシー協会、（一社）山口県トラック協会、（一社）山口県自動車整備振興会、山口県倉庫協会、山口県冷蔵倉庫協会
〔後援〕山口県（予定）

山口運輸支局あて

FAX：083-923-1036

山口県運輸関係企業向け雇用関係情報セミナー

参加申込書

ご所属	役職	氏名	連絡先
			TEL
			担当者名

申込〆切：平成 31 年 1 月 11 日（金）

会場：山口県健康づくりセンター第１研修室

山口市吉敷下東３丁目１番１号

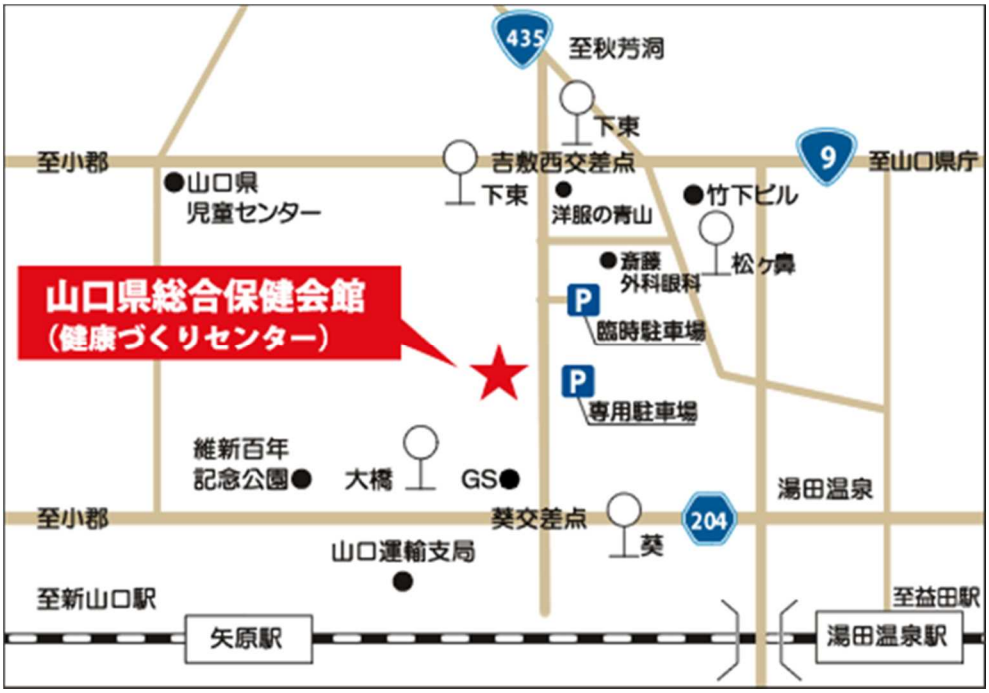

参考資料3

標準貨物自動車運送約款の改正に係る手続き状況について

標準貨物自動車運送約款の改正に係る手続き状況

国土交通省

標準約款改正に伴う運賃・料金の変更届出件数（全国）

2018年11月22日現在

	事業者数 （平成28年度末現在）	運賃料金 変更届出件数	比率
北海道	3,348者	1,940件	57.9%
東北	4,194者	1,775件	42.3%
関東	18,118者	8,522件	47.0%
北陸信越	2,698者	1,289件	47.8%
中部	6,703者	3,365件	50.2%
近畿	9,286者	5,239件	56.4%
中国	3,939者	2,286件	58.0%
四国	2,142者	1,592件	74.3%
九州	5,921者	2,899件	49.0%
沖縄	823者	81件	9.8%
合計	57,172者	28,988件	50.7%

※一般貨物自動車運送事業者及び特別積合せ運送事業者における運賃料金変更届出件数。

標準貨物自動車運送約款の改正に係る手続き状況

国土交通省

標準約款改正に伴う運賃・料金の変更届出件数（中国運輸局管内）

2018年11月22日現在

	事業者数 （平成28年度末現在）	平成30年11月22日現在	
		届出件数	届出率
広島	1,493者	1,038件	69.5%
鳥取	299者	106件	35.5%
島根	375者	233件	62.1%
岡山	1,144者	519件	45.4%
山口	628者	390件	62.1%
中国管内計	3,939者	2,286件	58.0%
全国計	57,172者	28,988件	50.7%

標準貨物自動車運送約款の改正に伴う手続き状況①

中国運輸局

新運送約款の適用状況　（新運賃料金による届出率）

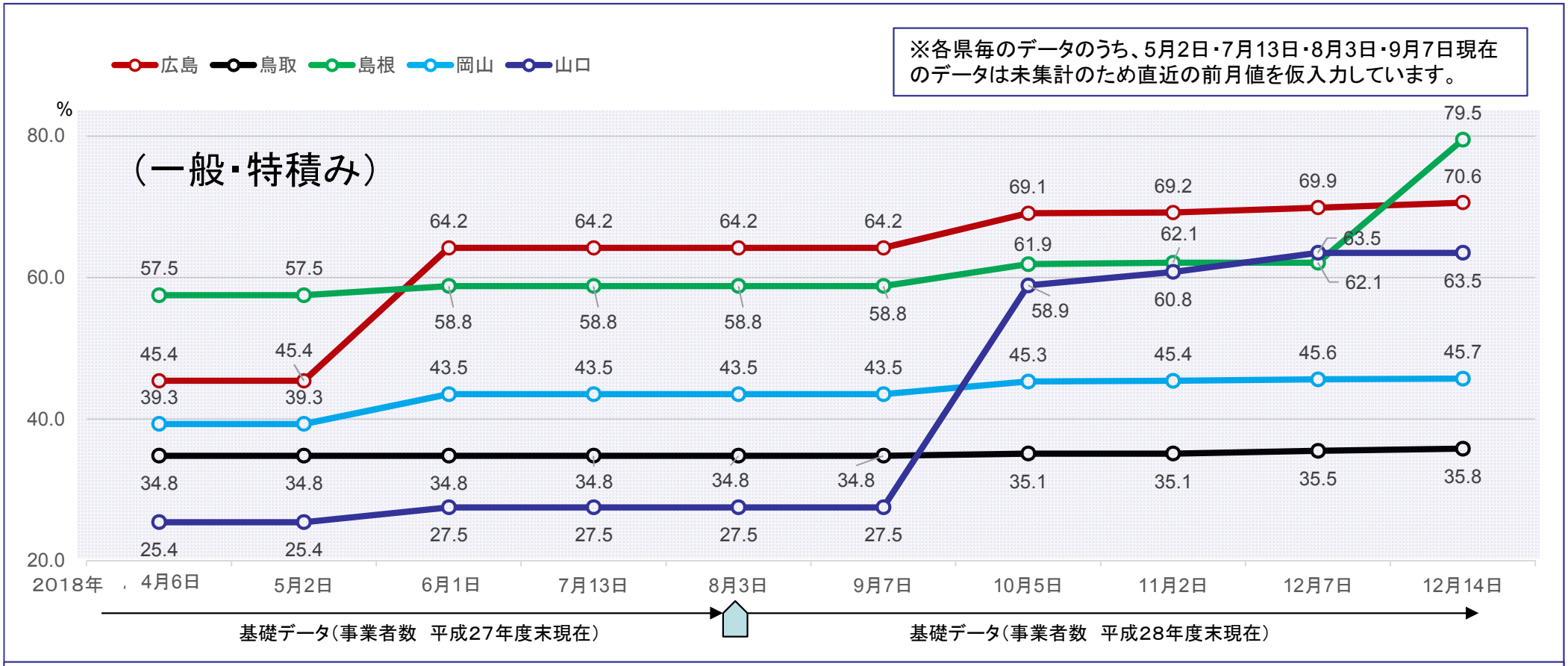

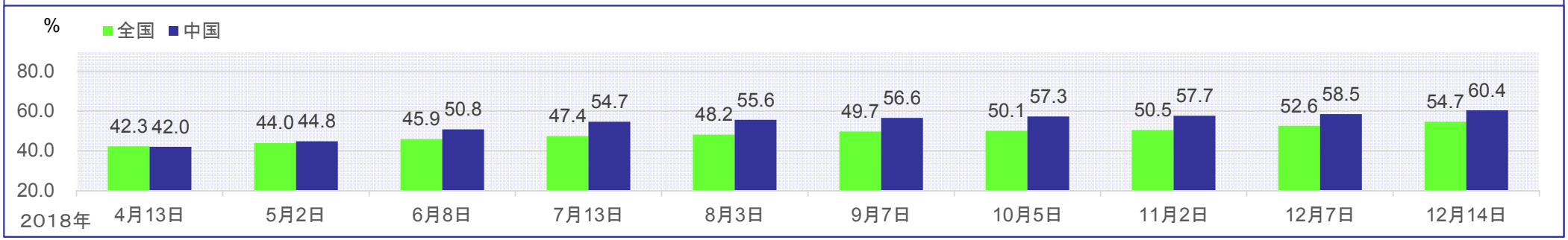

標準貨物自動車運送約款の改正に伴う手続き状況②

中国運輸局

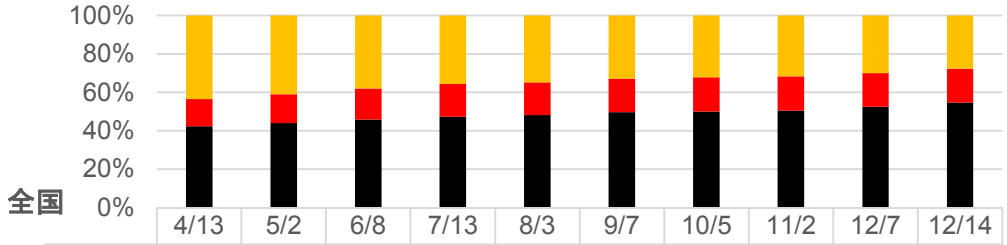

全国

	4/13	5/2	6/8	7/13	8/3	9/7	10/5	11/2	12/7	12/14
未手続	43.4	40.9	38.0	35.7	34.8	32.8	32.2	31.6	29.9	27.7
旧約款	14.3	15.1	16.1	16.9	17.0	17.5	17.7	17.9	17.5	17.6
新約款	42.3	44.0	45.9	47.4	48.2	49.7	50.1	50.5	52.6	54.7

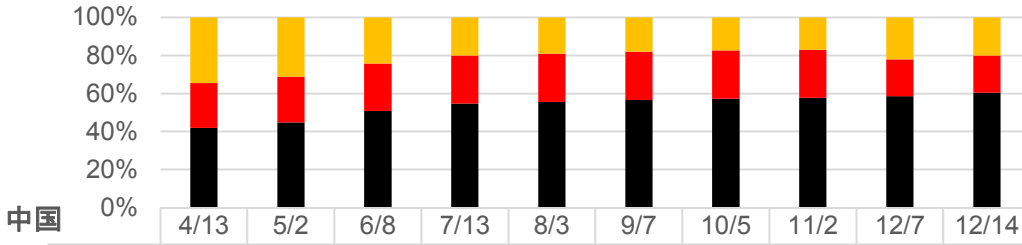

中国

	4/13	5/2	6/8	7/13	8/3	9/7	10/5	11/2	12/7	12/14
未手続	34.6	31.2	24.2	20.0	19.1	18.1	17.4	17.0	22.1	20.1
旧約款	23.4	24.0	25.0	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	19.4	19.5
新約款	42.0	44.8	50.8	54.7	55.6	56.6	57.3	57.7	58.5	60.4

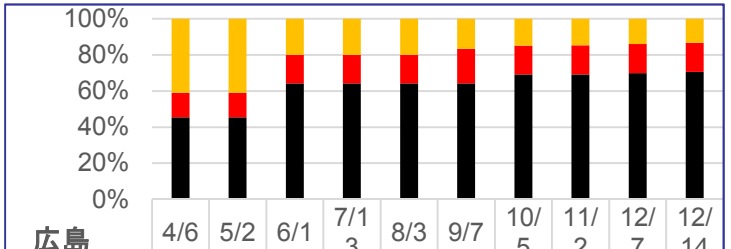

広島

	4/6	5/2	6/1	7/13	8/3	9/7	10/5	11/2	12/7	12/14
未手続	40.9	40.9	20.1	20.1	20.1	16.7	14.8	14.7	14.0	13.3
旧約款	13.7	13.7	15.7	15.7	15.7	19.1	16.1	16.1	16.1	16.1
新約款	45.4	45.4	64.2	64.2	64.2	64.2	69.1	69.2	69.9	70.6

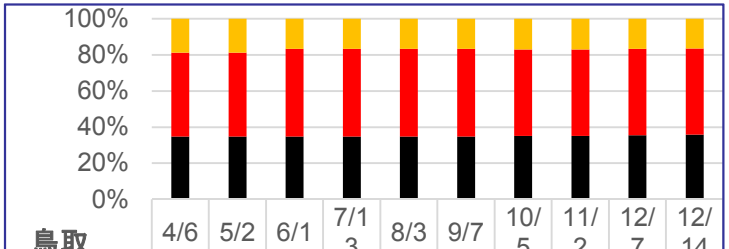

鳥取

	4/6	5/2	6/1	7/13	8/3	9/7	10/5	11/2	12/7	12/14
未手続	18.8	18.8	16.7	16.7	16.7	16.7	17.1	17.1	16.7	16.4
旧約款	46.4	46.4	48.5	48.5	48.5	48.5	47.8	47.8	47.8	47.8
新約款	34.8	34.8	34.8	34.8	34.8	34.8	35.1	35.1	35.5	35.8

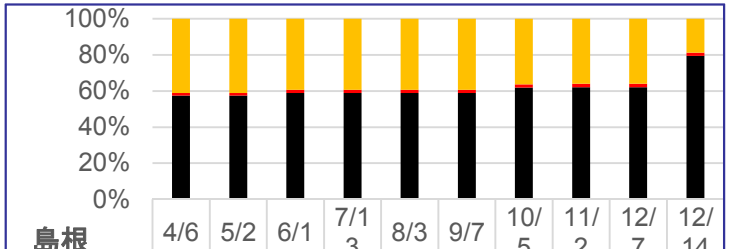

島根

	4/6	5/2	6/1	7/13	8/3	9/7	10/5	11/2	12/7	12/14
未手続	41.2	41.2	39.3	39.3	39.3	39.3	36.3	36.0	36.0	18.7
旧約款	1.3	1.3	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8
新約款	57.5	57.5	58.8	58.8	58.8	58.8	61.9	62.1	62.1	79.5

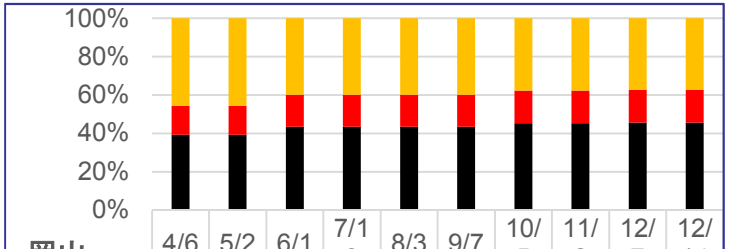

岡山

	4/6	5/2	6/1	7/13	8/3	9/7	10/5	11/2	12/7	12/14
未手続	45.6	45.6	39.8	39.8	39.8	39.8	37.7	37.6	37.3	37.2
旧約款	15.1	15.1	16.7	16.7	16.7	16.7	17.0	17.0	17.1	17.1
新約款	39.3	39.3	43.5	43.5	43.5	43.5	45.3	45.4	45.6	45.7

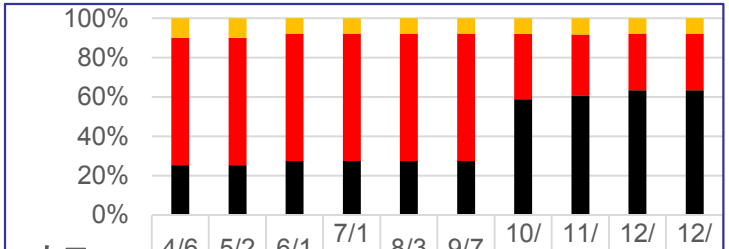

山口

	4/6	5/2	6/1	7/13	8/3	9/7	10/5	11/2	12/7	12/14
未手続	9.9	9.9	7.7	7.7	7.7	7.7	8.0	8.3	7.8	7.8
旧約款	64.7	64.7	64.8	64.8	64.8	64.8	33.1	30.9	28.7	28.7
新約款	25.4	25.4	27.5	27.5	27.5	27.5	58.9	60.8	63.5	63.5

基礎データ（事業者数）		
	2018年　7/13まで	2018年　8/3以降
全国	57，008者	57，172者
中国	3，928者	3，939者
広島	1，487者	1，493者
鳥取	293者	299者
島根	379者	375者
岡山	1，144者	1，144者
山口	625者	628者

※　各県毎のデータのうち、5/2・7/13・8/3・9/7現在のデータは未集計のため直近の前月値を仮入力しています。

全日本トラック協会資料
（ＨＰより）

参考資料４

貨物自動車運送事業法の改正（概要）

改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、平成36年度から時間外労働の限度時間が設定される（＝働き方改革法施行）こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- 欠格期間の延長（2年⇒**5年**）
- 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- 密接関係者（親会社等）が許可の取消処分を受けた者の参入制限　等

② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- 安全性確保（車両の点検・整備の確実な実施等）
- 事業の継続遂行のための計画（十分な広さの車庫等）
- 事業の継続遂行のための経済的基礎（資金）　等

③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

→ 原則として運賃と料金とを分別して収受　＝「運賃」：運送の対価　「料金」：運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化（許可後、継続的なルール遵守）

① 輸送の安全に係る義務の明確化

- 事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- 車庫の整備・管理
- 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化

※「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難（例：過労運転、過積載等）

→ **荷主の理解・協力**のもとで**働き方改革・法令遵守**を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

- トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度（既存）の強化

- 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設【平成35年度末までの時限措置】

(1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
　→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有
　　② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ
(2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請
(3) 要請をしてもなお改善されない場合 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告＋公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合　→　公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入【平成35年度末までの時限措置】

【背景】 荷主への交渉力が弱い等
→ 必要なコストに見合った対価を収受しにくい
→ 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

法令遵守して運営する際の参考となる運賃が効果的

標準的な運賃の告示制度の導入

（労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため）
国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる